

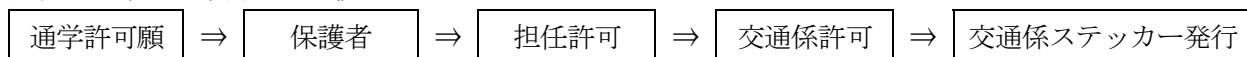
交通安全規定

豊かで充実した学校生活を過ごすために、生徒の交通安全に対する意識の高揚を目的とし、下記の通り交通安全規定を定める。

1 自転車・単車通学許可

- (1) 自転車・単車通学とも、許可制とする。
- (2) 単車通学禁止集落は下記の通りとする。
池治・赤連・坂嶺・先内・中熊・中里・中間・湾
- (3) 通学用の単車は、スポーツ型以外の50ccのもので、自賠責保険に加入しているものに限る。
- (4) 単車を利用する際のヘルメットは、フルフェイス型・ゼット型のいずれかとし、半キャップ型は安全性に欠けるため禁止とする。またスモークシールド（暗転型風防）は視界を妨げるので禁止する。
- (5) 通学用自転車に、所定の個所（後輪泥よけ付近）に許可ステッカーを貼る。
- (6) 通学用単車に、所定の個所（後輪泥よけの後端部）に許可ステッカーを貼る。
- (7) 通学用自転車・単車ともに、学校所定の駐輪場に置く。
- (8) 放課後・休日の部活動時の登下校も、通学とみなし、駐輪場に置く。
- (9) 通学以外の目的での単車免許取得は許可しない。（内容により別途審議）

2 自転車・単車通学許可の手続き

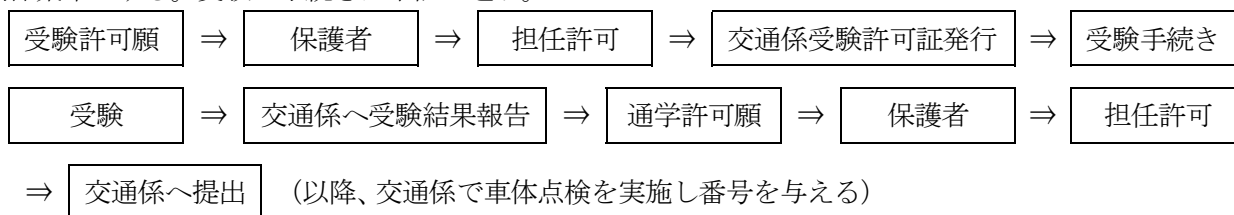


3 自転車・単車の車体点検

安全確認のため、毎学期1回の通学用自転車・単車の一斉点検を実施する。
なお、点検日は予告する。整備不良の自転車・単車での通学は禁止する。

4 原付免許取得の受験及び手続き

通学に必要なもの限り、原付免許取得の受験を許可するが、受験日は特別な事情がない限り、長期休業中とする。受験の手続きは下記の通り。



5 安全指導

- (1) 全校生徒に対しては、年1回、交通安全教室を実施する。
- (2) 単車通学生に対しては、年1回（7月）、単車実技指導を実施する。

6 普通自動車免許の受験

3年生に限り、2学期期末考査後、条件を満たした生徒については自動車学校への入校及び、免許の取得を許可する。